

○中小漁業融資保証保険制度

1 概要

中小漁業者等の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付等について、その債務を保証することを主たる業務とする漁業信用基金協会の制度及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行うとともにその保証等につき必要な資金の融通を行う制度を確立し、もって中小漁業の振興を図ることを目的としています。

2 漁業信用基金協会

- ・ 設立、区域：都道府県を区域として各都道府県に1つずつ設立（群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、奈良県を除く）。また、主務大臣が特に指定したものにあっては、その指定する2以上の都道府県の区域を包括した区域による（全国遠洋沖合）。
- ・ 会 員：漁業を営む者及び漁業に従事するもの、水産加工業を営む者、水産業協同組合、同連合会（信漁連を除く）、地方公共団体又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人。
- ・ 業 務：(1) 漁業近代化資金その他中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金を借り入れる際の債務保証
(2) 農林漁業金融公庫等の漁協等委託貸付けに係る債務保証
(3) 漁業経営改善促進資金の貸付けに必要な資金の供給
- ・ 出 資：会員は1口5万円以上を出資
- ・ 保証の範囲：借入金の元本
- ・ 保証料率（基金協会ごとの業務方法書による）：

資金の種類	区 分	保証料率（注1）
漁業近代化資金	20トン以上	年0.55%
	そ の 他	年0.49%
農林漁業金融公庫資金	20トン以上	年0.63%
	そ の 他	年0.49%
漁業経営改善促進資金	20トン以上	年0.54%
	そ の 他	年0.49%
一般緊急融資資金	20トン以上	年0.80%
	そ の 他	年0.79%
借替緊急融資資金	20トン以上	年1.17%
	そ の 他	年1.17%
その他一般資金	20トン以上	年1.04%
	そ の 他	年0.90%

注1：平成19年3月31日現在の42協会の保証料率の単純平均

3 独立行政法人農林漁業信用基金

- ・ 設立、区域：全国を区域として設立
- ・ 出資者：政府、基金協会、農林中央金庫等
- ・ 業 務：(1) 漁業信用基金協会が行う債務保証についての保証保険
(2) 農林中央金庫が行う漁業近代化資金等の融資についての融資保険
(3) 漁業信用基金協会の債務保証業務に対する資金の貸付
- ・ 保険金のおてん補割合：基金協会の代位弁済額の 100 分の 70（漁業経営改善資金、公害防止資金及び災害資金並びに緊急融資資金については 100 分の 80）
- ・ 保険料率：

(保証保険)

(平成 21 年 9 月 1 日現在)

資金の種類	区 分	保証料率
漁業近代化資金及び 漁業経営改善促進資金	20 トン以上	年 0.30%
	そ の 他	年 0.22%
農林漁業金融公庫資金	20 トン以上	年 0.45%
	そ の 他	年 0.22%
公害防止資金及び災害資金	20 トン以上	年 0.34%
	そ の 他	年 0.34%
一般緊急融資資金	20 トン以上	年 0.70%
	そ の 他	年 0.70%
借替緊急融資資金	20 トン以上	年 1.20%
	そ の 他	年 1.20%
経営安定資金	20 トン以上	年 1.20%
	そ の 他	年 1.20%
生活資金	20 トン以上	年 0.22%
	そ の 他	年 0.22%
事業資金	20 トン以上	年 1.05%
	そ の 他	年 0.77%
漁協等保証債務	20 トン以上	年 0.45%
	そ の 他	年 0.22%

(融資保険)

(平成 21 年 9 月 1 日現在)

資金種類	保 険 期 間				
	3 年未満	3 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上
漁業近代化資金及び 漁業経営改善促進資金	年 0.60%	年 0.36%	年 0.34%	年 0.32%	年 0.31%
緊急融資資金	年 1.03%	年 0.62%	年 0.58%	年 0.54%	年 0.53%
上記資金以外の資金	年 1.20%	年 0.72%	年 0.69%	年 0.65%	年 0.64%

(資料：独立行政法人農林漁業信用基金)